

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

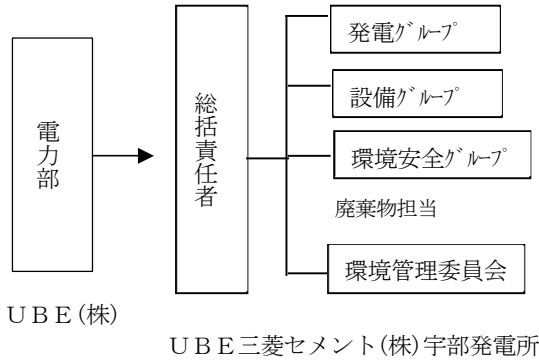
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 14 日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県宇部市大字小串1978-10	
氏 名 U B E株式会社	
宇部事業所 電力部	
野口 英貴	
電話番号 0836-31-5972	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	U B E株式会社 電力部
事業場の所在地	山口県宇部市大字小串1978-10
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業
②事業の規模	14,857百万円
③従業員数	5名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	石炭の燃焼による発電 ・ ばいじん(フライッシュ)→セメント工場で原料としてリサイクル ・ 燃え殻(ボトムアッシュ) →セメント工場で原料としてリサイクル ・ 汚泥等→セメント工場で原料としてリサイクル、 または自社が行なう処分場に埋立て処分 ・ 金属くず→焼却処理業者へ委託して処分 ・ 廃油、廃プラスチック類→焼却処理業者へ委託して処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



UBE三菱セメント（株）の役職名と産業廃棄物にかかる役割
〔総括責任者（宇部発電所長）〕

- ・環境管理委員会の委員長として廃棄物処理に関する審議を統括〔環境管理委員会〕
- ・廃棄物に関わる問題の是正、予防処置の検討
- ・廃棄物の処理方法に関する審議〔環境安全グループ〕
- ・廃棄物処理計画及び処理計画実施状況の作成と監督官庁への報告
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・収集運搬業者及び処理業者の調査・選定及び管理
- ・収集運搬及び処理委託契約の締結
- ・電子マニフェストの発行と管理
- ・社員、関連会社に対する啓発教育 その他関係する事項

UBE三菱セメント（株）へ業務委託

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・設備工事計画の際は廃棄物の減量化を含めた見直し中ですが、該当する工事は有りませんでした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・設備工事計画の際は廃棄物の減量化を含めた見直しを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・木くず（廃パレット）について、破碎・分別する中間処理業者に委託して、再資源化を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状を維持し再利用を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 下記をUBE（株）最終処分場へ埋立てとした。 ・復水器用海水取水口からの汚泥。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状以外の予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物の処理を委託出来る業者を選定し書面による契約締結をして依頼している。 ・優良認定処理業者への処理委託。 ・委託先処理業者への現地確認を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・ 石炭灰等はセメント工場の原料として再利用を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	UBE株式会社 電力部	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	電気業
-------------	-------------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻	5,491.12	5,660.00									5,491.12	5,660.00							5,491.12	5,660.00
	汚泥	2,257.42	2,240.00							92.32	10.00	2,165.10	2,230.00							2,165.10	2,230.00
	廃油	1.66	5.00									1.66	5.00	1.66	5.00						
	廃酸																				
	廃アルカリ	0.78	1.00									0.78	1.00	0.78	1.00						
	廃プラスチック類	8.75	30.00									8.75	30.00	8.75	30.00						
	紙くず																				
	木くず	3.02	14.00									3.02	14.00	0.39	5.00						
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	5.74	30.00									5.74	30.00	5.74	30.00						
	鋳さい																				
	がれき類	10.96	10.00							10.96	10.00										
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん	61,654.97	63,505.00									61,654.97	63,505.00							61,654.97	63,505.00
	13号廃棄物																				
	計 (A)	69,434.42	71,495.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	103.28	20.00	69,331.14	71,475.00	17.32	71.00	0.00	0.00	0.00	0.00	69,311.19	71,395.00